中小企業者に利子補給と保証料補給を実施します

市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業者が、経営安定化を図るため、指定する金融機関から融資を受けた場合に、利子補給および保証料補給を行います。

■補給対象者　次の❶から❸全ての条件を満たす者❶中小企業基本法第2条などに定める会社および個人で、市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる❷納期の到来した市税を完納している❸中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または第6項の認定を受けている

■補給対象融資　令和2年3月1日から3年1月31日までに、次に記載する実施機関の指定金融機関から受けた融資

■実施機関（金融機関）・融資

▼㈱日本政策金融公庫（金融機関：㈱日本政策金融公庫）
❶衛生環境激変特別貸付❷経営環境変化対応資金❸新型コロナウイルス感染症特別貸付❹小規模事業者経営改善資金特例措置

▼岩手県（金融機関：㈱岩手銀行、㈱北日本銀行、盛岡信用金庫）
県新型コロナウイルス感染症対策資金

▼八幡平市（金融機関：県の金融機関と同じ。ただし市内の支店のみ）
八幡平市中小企業振興資金

■補給額　補給対象融資を受けた場合に事業者が負担した利子および保証料について市が全額補給

■補給期間　補給対象融資返済期間の全期間

■申し込み　融資実行日から30日以内に申請書と添付書類を市商工観光課に提出

▼添付書類　❶補給対象融資の契約書の写し❷償還予定額が確認できるもの❸納税証明書の写し

■請求　利子および保証料の補給は年2回（4月から9月を上期、10月から3月を下期）。上期および下期末日から30日以内に請求書と添付書類を市商工観光課に提出

▼添付書類　各金融機関が発行する支払証明書（利子・保証料）

■問い合わせ先　商工観光課商工労政係（☎・内線1318）

焼走りマラソン全国大会開催中止を決定しました

7月5日㈰に開催を予定していた第29回岩手山焼走りマラソン全国大会は、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されることから、中止します。

申し込み済みの参加料は、準備が整い次第、個別に案内をして返金します。

■問い合わせ先　地域振興課スポーツ推進係（☎・内線1152）

生涯学習人材バンク登録者を募集します

市は、生涯学習人材バンクの登録者を募集しています。

生涯学習人材バンクとは、多種多様な知識や技能を持った人の情報を登録・公開し、地域や団体の生涯学習活動の講師・指導者として活躍していただく制度です。

■登録方法　生涯学習人材バンク登録申請書を地域振興課へ提出してください。申請書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、本庁地域振興課・各支所地域振興係、各コミュニティセンターから交付を受けてください。

■登録情報の公開　登録情報を取りまとめた後、市ウェブサイトで公開するほか、本庁地域振興課・各支所地域振興係、各コミュニティセンターで閲覧することができます。

■問い合わせ先　地域振興課生涯学習係（☎・内線1142）

製造事業所を対象に工業統計調査を実施

2020年工業統計調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に、令和2年6月1日時点で行います。

この調査は、国の工業の実態を明らかにすることを目的とし、統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料となるほか、民間企業や大学など国民生活の幅広い分野で活用されますので、調査に協力してください。

■調査期日　6月1日

■調査周期　毎年

■問い合わせ先　総務課情報統計係（☎・内線1241）

マイナポイントを使ってお得に買い物しませんか

国では、9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策として、マイナポイント事業を行う予定です。

■マイナポイント　キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をするともらえる、1人当たり上限5千円分のポイントです。ポイントは選択した対象キャッシュレス決済サービスに対応する店で使え、市内でも100以上の店で使用可能です。（詳細は、https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/）

■カードの交付　申請後、カードの交付まで1カ月ほどかかります。カード交付の準備ができ次第、交付通知書（はがき）を送付します。

■申し込み方法　カードを使用し、マイキーIDの設定を行います。7月から順次マイナポイントの申し込みを行い、9月からマイナポイントを取得、使用できます。マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）は申し込みが開始されていて、スマホから行えるほか、市役所および各総合支所でも設定支援をしています。

■問い合わせ先　▼コールセンター（☎・0120・95・0178）ダイヤル後、5番を選択▼企画財政課秘書政策係（☎・内線1213）

いわて男女共同参画のイベントを開催します

県男女共同参画センターでは、県民参加のもと男女が尊重し合い、共に参画する社会の実現を目的に、フェスティバルとサポーター養成講座を開きます。

いわて男女共同参画フェスティバル

▼日時　6月20日㈯午前10時から午後3時半まで

▼場所　アイーナ

▼内容　特定非営利活動法人東京レインボープライド・共同代表理事杉山文野さんによる講演など

いわて男女共同参画サポーター養成講座

▼期間　6月20日㈯から11月中旬までの全5回12講座

▼内容　男女共同参画の基礎知識、息子介護や育児、DV防止、復興・防災など

▼受講料　無料（ただし、資料代実費1500円がかかります。）

■申込期限　5月25日㈪

■申し込み先　地域振興課生涯学習係（☎・内線1144）

コミバス利用料を減免しています

市は、次のいずれかに該当する人のコミュニティバス利用料を半額に減免しています。

■対象者　❶身体障害者手帳の交付を受けている❷知的障害者療育手帳の交付を受けている❸精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている❹児童福祉法に規定する諸施設により養護等を受けている❺常時介護または養護などを要する❶から❹までに掲げる人の介護または養護を行う❻運転経歴証明書の交付を受けている（最初の交付日から1年間に限る。）

※運転免許証の返納時に証明書の交付を申請してください。

■問い合わせ先　地域振興課地域振興係（☎・内線1146）

■問い合わせ先　同センター（☎・019・606・1761）

人材・青少年育成のため補助金を活用しましょう

市は、人材・青少年の育成に係る研修、交流事業に対する経費の一部を予算の範囲内で補助しています。

❶研修会等開催事業

各種団体が、その分野の人材を育成するために研修会や講演会などを開催（参加者からの会費などによる収益を差し引いた経費のうち、2分の1に相当する額以内で50万円を上限）

❷国内外研修事業

個人が、市内の団体や国、県などの主催する研修会（国外を含む）に参加（個人が支払う経費で直接研修に要する費用の2分の1に相当する額以内で10万円を上限）

❸青少年派遣研修事業

20歳未満の青少年を市長が認める研修に派遣（派遣される青少年が負担する経費のうち、2分の1に相当する額以内で1人につき25万円を上限）

❹国際交流事業

団体が、国際親善、国際理解のために国際交流事業を実施（事業実施団体に支援金として50万円を限度に補助）

■申込期限　事業実施の1カ月前

■問い合わせ先　地域振興課生涯学習係（☎・内線1142）

市税は期限内に納付しましょう

市税は貴重な財源

市税は、市民の皆さんが安心して健康な暮らしをするための貴重な財源です。納付された市税は、福祉や教育、道路整備などさまざまな公共サービスに使われています。

納期限内の自主納付が原則

納税は、国民の義務であり、納期限内の自主納付が原則です。

納期限までに納付が確認できない人に対して、市が委託している「市税等納付案内センター」から電話による納付の確認や案内をしています。また、督促状や催告通知書の発送もしています。この業務には、多額の経費を要し、その経費は市税で負担しなければなりません。

納税には口座振替が便利

市税の納付には、納め忘れのない口座振替がお勧めです。指定した口座から各納期の末日に自動で振替納付されます。

■申し込み方法　利用する金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の窓口に納入通知書・預貯金通帳・通帳印を持参し、申し込みください。

※市内の金融機関には、口座振替依頼書を備え付けています。市外の金融機関を利用したい場合は、税務課収納係へ問い合わせください。

納付を怠ると延滞金が発生

市税を定められた納期限内に納付しないことを「滞納」と言い、滞納になると督促や催告により納付を促すほか、延滞金が発生します。

延滞金は、地方税法で定められる『徴収しなければならないもの』で、令和2年中は、年率8・9％（納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・6％）で、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じて計算されます。

公平性を保つための滞納処分

納付催告に応じず納税相談の連絡もない場合は、納付している人との公平性を保ち大切な市税を確保するため、滞納している人の資産や収入の調査を行い財産を差し押さえ、場合によっては公売などにより換価し、滞納している税金に充てることがあります。市には裁判所の許可がなくても差し押さえを行う権限が与えられていて、事前連絡や納税者の同意なしに行政処分を行えます。

滞納処分の対象となる主な財産は、給与・賞与、預貯金、売掛金、生命保険、動産(貴金属・自動車など)、不動産など金銭的価値があるもので、令和元年度は261件、約1540万円を市税に充てました。

納付困難な場合はまず相談を

病気や失業、生活が苦しいなど、やむを得ない事情により納期限内に納付できない場合は、事前に相談ください。完納に向けた納付計画などの納税相談を行います。

窓口延長について

毎週水曜日(祝日を除く)は、本庁で午後5時15分から7時まで窓口業務を延長し、各種証明書の発行や市税などの収納を行っています。

■問い合わせ先　税務課収納係（☎・内線1128）

新型コロナウイルスの影響で納税困難な人へ特例制度を案内します

新型コロナウイルスの影響で事業などに係る収入に相当の減少があった人は、1年間市税の徴収の猶予を受けることができますので、**事前に税務課収納係に電話**をし、相談してください。なお、本特例の実施については、関係法案が国会で成立することなどが前提です。

■対象者　❶と❷を全て満たす納税者・特別徴収義務者

❶新型コロナウイルスの影響で、2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20％以上減少

❷一時に納付し、または納入することが困難

■対象となる市税　納期限が令和2年2月1日から3年1月31日までの市県民税、国民健康保険税、固定資産税など

■申請方法

▶関係法令の施行から2カ月後、または、納期限のいずれか遅い日までに申請

▶申請書と、収入などの状況が分かる資料を提出(資料の提出が難しい場合は口頭も可能)